

## 歯の健康キャラクター（備品）の貸出に関する要領

### （目的）

第1条 子どもたちに親しみやすく楽しい歯科啓発を展開するため作成した、歯の健康キャラクターの「デンちゃん」、「歯をまもるくん」、及び「ハハハのハーちゃん」の着ぐるみを利用して、地域イベント等における親子対象の歯科健康教育の拡大を図ることを目的とする。

### （貸出料及び搬送）

第2条 貸出に要する費用は無料とする。

- 2 備品の搬送は借用者が行うこととし、その費用は借用者が負担するものとする。
- 3 備品の搬送の際は、損壊等のないよう特に注意する。

### （備品の貸出許可）

第3条 備品を借用しようとする者は、別紙貸出申込書（様式1）を、保健政策課長に提出しなければならない。

- 2 貸出申込書は貸出日の3ヶ月前から受け付けるものとする。
- 3 貸出を許可する場合は、別紙貸出承認書（様式2）により借用人に通知することとする。

### （損害賠償）

第4条 備品の取り扱いは丁寧に行う。

- 2 搬送、使用中に備品が損壊したり、汚れた場合は、借用者が修繕やクリーニングを行うものとする。

### （備品の返却）

第5条 備品使用後は3日以内に指定された場所に返却しなければならない。

### （備品使用の優先）

第6条 使用の優先は県が優先され、以下公的利用者、個人利用者とする。

### （備品貸出の制限）

第7条 使用の目的が、貸出の目的に反し営利を目的とする場合、備品の貸出を許可しない。

- 2 借用者は保健政策課長の承認を得ないで貸付備品の使用权を第三者に譲渡し、又は当該備品を転貸してはならない。

### （備品の管理）

第8条 保健政策課は備品貸出簿（様式3）を整備しなければならない。

### （施行期日）

この要領は平成13年4月27日から施行する。

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成22年4月1日から施行する。

この要領は令和4年6月6日から施行する。